

○豪雪地帯対策特別措置法の概要

(1)経緯

昭和37年に議員立法により制定。昭和46年に特別豪雪地帯における特例措置が設けられ、その後10年毎に特例措置の期限を延長。

(2)目的

豪雪地帯において、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与すること。

(3)仕組み

①「豪雪地帯」及び「特別豪雪地帯」の指定

積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が政令で定める基準等に基づき指定(右図)。

②豪雪地帯対策基本計画の作成

ア)国は、豪雪地帯対策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画を作成(要閣議決定)。その際、関係行政機関の長と協議し、かつ関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて決定。

イ)豪雪地帯の道府県は、道府県豪雪地帯対策基本計画を作成することができる。

③基本計画に基づく事業に係る優遇措置

ア)恒久措置:財政上の措置、地方債への配慮、資金の確保 等

イ)時限措置:特別豪雪地帯における特例(10年間)

・基幹的な市町村道の改築に係る道府県代行(第14条)

・公立小中学校の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げ(第15条)



○豪雪地帯対策特別措置法の一部改正(平成24年3月/全会一致)の内容

①特例措置の期限延長(平成34年3月31日まで)

○基幹的な市町村道の改築に係る道府県代行の特例(14条)

○公立小中学校の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げ(第15条)

②配慮規定(恒久措置)の追加

ア)除排雪の体制の整備……………人口減少・高齢化等による除排雪の担い手不足に対応した地域における体制の整備。

イ)空家に係る除排雪等の管理の確保 ……除排雪が適切に行われない空家による周囲への危害の防止。

ウ)雪冷熱エネルギーの活用促進……………豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備等。